

# 宝塚市地域人権教育活動推進員設置要綱

宝塚市教育委員会

(趣旨)

第1条 市民が相互に人権を尊重し、差別のない地域社会を実現するため、宝塚市地域人権教育活動推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(責務)

第2条 推進員は、積極的に研修に参加し、自己啓発に努めなければならない。

(活動内容)

第3条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 市民に対する人権問題の啓発に関すること。
- (2) 市民に対する各種学習会及び研修会の指導及び助言に関すること。
- (3) 地域における人権教育の推進に関すること。
- (4) 校区人権啓発推進委員会の事業の協力に関すること。

(推進員)

第4条 推進員は、教育委員会が登録する。

2 推進員の定数は、各小学校区より1名から4名程度とする。ただし、西谷小学校区は1名から7名程度とする。

(任期)

第5条 推進員の任期は、1年とする。ただし、補充により登録される推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進員に関する庶務は、教育委員会事務局学校教育課で行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学校教育部長が定める。

## 附 則

宝塚市地域同和教育活動推進員設置要綱(昭和60年5月1日施行)の全部を改正する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。